

監査公表第 708 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第 10 項に規定する意見を決定しましたので、次のとおり公表します。

平成 27 年 4 月 28 日

京都市監査委員 小 林 正 明
同 山 岸 隆 行
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

平成 26 年度財政援助団体等監査公表

監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（出資団体監査，財政援助団体監査，公の施設の指定管理者監査及び随時監査）

監査の対象年度 平成 25 年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

監査の実施期間 平成 26 年 9 月から平成 27 年 4 月まで

監 査 の 方 法 関係帳簿，証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い，必要なものについて実地調査を実施した。

監査の対象とした団体

団 体 名	区 分
1 世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会	(財援)
2 京都市土地開発公社	(出資)
3 公益財団法人京都市国際交流協会	(出資) (財援) (指定)
4 京都食肉市場株式会社	(財援)
5 公益財団法人京都高度技術研究所	(出資) (財援)
6 京北森林組合	(財援) (指定) (随時)
7 社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会	(指定)

団 体 名	区 分
8 社会福祉法人健光園	(指定) (随時)
9 社会福祉法人京都老人福祉協会	(財援) (指定) (随時)
10 市民すこやかフェア実行委員会	(財援)
11 地方独立行政法人京都市立病院機構	(出資) (財援)
12 京都御池地下街株式会社	(出資) (財援) (指定)
13 京都市住宅供給公社	(出資) (財援)

注 区分欄の表記は、(出資)は出資団体監査を、(財援)は財政援助団体監査を、(指定)は公の施設の指定管理者監査を、(随時)は随時監査をそれぞれ実施したことを示す。

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、10,000円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は、1,000円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は該当数値がないものを示す。
- 5 収支及び財産の状況は、当年度及び前年度の財務諸表に基づいて作成している。

1 世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会

(1) 団体の概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	会長 大倉敬一	設立年月日	平成 10 年 5 月 11 日
事務所所在地	京都市中京区河原町通二条下の一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 8 階 京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課内		
目 的 (団体の規約に 基づく。)	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例 第 6 条第 1 項の規定に基づき定めた、美化推進等総合計画第 1 項第 2 号ウの 「市民ぐるみで取組むまちの美化祭り」と総行動」に関する事業を行うことを目 的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした負担金

(単位：千円)

負担金名	負担金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
世界の京都・まちの 美化市民総行動事 業に係る負担金	4,721	「市民ぐ るみで取 組むまち の美化祭 りと総行 動」に関 する事業 の実施	世界の京 都・まちの 美化市民 総行動の 開催運営 について の事項	事業費を対象と して予算の範囲 内の額	環境政策局循 環型社会推進 部まち美化推 進課

イ 負担金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

市民、事業者及び行政との協働により、門掃き、ごみのポイ捨て禁止等の呼び掛け、不法投棄、放置自転車、違反広告物等のまちの美化を損なうものの一掃に向けた美化活動を実施

a ～安心で、気持ち良く暮らせる美しい都市～「京都・まち美化大作戦」

- ・ 実施日 平成 25 年 6 月 2 日（日）
- ・ 場 所 JR 京都駅烏丸口周辺
- ・ 参加者数 45 団体 296 名

b ～楽しくきれいを広げよう～「京都・まち美化大作戦」

- ・ 実施日 平成 25 年 11 月 4 日（月・祝）
- ・ 場 所 京都市役所前広場

- ・ 参加者数 178 団体 3,791 名
- c その他取組
 - ・ 「啓発物品」(うちわ)の作製
 - ・ 京都市役所正面玄関テラス上に「啓発看板」の設置及び「京都市電光掲示板」の活用
 - ・ 「自動車リアウインドウ用啓発ステッカー」の作製

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	4,721	事業費	5,477
京都市まちの美化推進事業団負担金	755		
合 計	5,477	合 計	5,477

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 予算の機関決定

世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会会計規則(以下「実行委員会会計規則」という。)によると、会長は、本会結成時に予算書を作成し、機関決定を経ることとされているが、機関決定されていなかった。

予算の決定は事業実施の前提となるものであり、規定に沿って適正な手続を経て機関決定するよう世界の京都・まちの美化市民総行動実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して指導し、改められたい。

(b) 決算の承認

実行委員会会計規則によると、決算について、決算書の作成及び監査役による監査についての規定は置かれているが、承認について規定がなく、承認行為も行われていなかった。

予算の執行状況を組織として確認する観点から、規定を整備し決算の承認

を得るよう実行委員会に対して指導し，改められたい。

(c) 通帳等の管理

実行委員会会計規則によると，キャッシュカードの管理は，出納係員は行うことができないものとされているが，出納係員が管理していた。

キャッシュカードの管理は，実行委員会会計規則に従い，適切に行うよう，実行委員会に対し指導し，改められたい。

2 京都市土地開発公社

(1) 団体の概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 足立裕一	設立年月日	昭和 48 年 2 月 5 日
事務所所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所内		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	公共用地, 公用地等の取得, 管理, 処分等を行うことにより, 地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

京都市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）の基本財産は 2,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、行財政局財政部財産活用促進課（現 資産活用推進室）である。

イ 事業の状況

(ア) 業務内容

- a 公共用地, 公用地等の取得, 管理, 処分等
- b 国等の委託に基づく, 土地の取得のあっせん, 調査, 測量等

(イ) 事業状況

平成 25 年度においては、新たな公共用地の先行取得は行わず、保有土地の管理及び売却並びに賃貸等の附帯等事業を行った。

a 土地の売却

(a) 公有用地

売却面積 964.57 m², 金額 3 億 2,992 万円

(b) 特定土地

売却面積 2,057.51 m², 金額 14 億 9,073 万円

b 附帯等事業

(a) 保有土地の賃貸

収入金額 748 万円

(b) 附帯事業（駐車場事業）

収入金額 3,260 万円（東山駐車場他 5 駐車場）

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金及び預金	1,875,158	1,863,866	11,292
事業未収金	—	307,072	△307,072
未収収益	1,182	1,183	△1
公有用地	16,267,956	18,727,613	△2,459,656
特定土地	494,000	—	494,000
前払費用	6,624	—	6,624
その他流動資産	—	474	△474
流動資産合計	18,644,921	20,900,209	△2,255,288
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア 建物又はその附属設備	27,471	27,471	—
減価償却累計額	△26,040	△25,517	△523
イ 構築物	24,421	29,146	△4,725
減価償却累計額	△17,179	△19,105	1,926
ウ 車両その他の運搬具	—	1,846	△1,846
減価償却累計額	—	△646	646
エ 工具、器具及び備品	917	2,256	△1,338
減価償却累計額	△871	△2,143	1,271
有形固定資産合計	8,719	13,308	△4,588
(2) 無形固定資産			
電話加入権	100	100	—
その他の無形固定資産	283	355	△72
無形固定資産合計	383	455	△72
(3) 投資その他の資産			
長期定期預金	500,000	500,000	—
長期前払費用	20,253	11	20,241
投資その他の資産合計	520,253	500,011	20,241
固定資産合計	529,356	513,775	15,580
資産合計	19,174,277	21,413,985	△2,239,707
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,141	2,884	△743
短期借入金	2,000,000	17,000,000	△15,000,000
未払費用	22,255	37,124	△14,869
その他の流動負債	34,000	1,239	32,760
流動負債合計	2,058,396	17,041,248	△14,982,852
2. 固定負債			
公社債	13,000,000	—	13,000,000
長期借入金	2,000,000	2,000,000	—
固定負債合計	15,000,000	2,000,000	13,000,000
負債合計	17,058,396	19,041,248	△1,982,852
III 資本の部			
1. 資本金			
基本財産	20,000	20,000	—
資本金合計	20,000	20,000	—
2. 準備金			
前期繰越準備金	2,352,736	2,236,078	116,658
当期純利益(△損失)	△256,855	116,658	△373,514
準備金合計	2,095,881	2,352,736	△256,855
資本合計	2,115,881	2,372,736	△256,855
負債資本合計	19,174,277	21,413,985	△2,239,707

(イ) 損益計算書

損益計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
1 事業収益			
(1) 公有地取得事業収益	1,820,655	13,587,975	△11,767,320
(2) 附帯等事業収益	40,089	42,409	△2,320
事業収益 計	1,860,744	13,630,384	△11,769,640
2 事業原価			
(1) 公有地取得事業原価	1,156,242	13,444,947	△12,288,705
(2) 附帯等事業原価	8,772	8,756	15
事業原価 計	1,165,014	13,453,704	△12,288,689
事業総利益	695,729	176,680	519,049
3 販売費及び一般管理費	8,321	60,215	△51,893
事業利益	687,408	116,465	570,943
4 事業外収益			
(1) 受取利息	751	985	△234
(2) 雑収益	3,591	—	3,591
事業外収益 計	4,342	985	3,357
5 事業外費用			
(1) 支払利息	70	792	△721
事業外費用 計	70	792	△721
経常利益	691,680	116,658	575,022
6 特別損失			
(1) 土地評価損	946,740	0	946,740
(2) 固定資産除却損	1,602	—	1,602
(3) 固定資産売却損	192	—	192
(4) 前期損益修正損	1	—	1
特別損失計	948,536	—	948,536
当期純利益 (△損失)	△256,855	116,658	△373,514

(ウ) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1 公有地取得事業収入	2,127,727	13,280,903	△11,153,175
2 その他事業収入	78,122	43,061	35,061
3 公有地取得事業支出	△142,851	△429,178	286,327
4 その他事業支出	△18,549	△18,264	△284
5 人件費支出	△27,950	△49,675	21,725
6 その他の業務支出	△5,888	△9,260	3,371
小計	2,010,610	12,817,585	△10,806,974
7 利息の受取額	751	985	△234
8 利息の支払額	△70	△792	721
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,011,292	12,817,778	△10,806,486
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の預入れによる支出	—	—	—
2 定期預金の引出しによる収入	1,161,000	83,000	1,078,000
3 有形固定資産の取得による支出	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,161,000	83,000	1,078,000
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入れによる収入	9,700,000	32,815,000	△23,115,000
2 短期借入金の返済による支出	△24,700,000	△23,215,000	△1,485,000
3 長期借入れによる収入	13,000,000	2,000,000	11,000,000
4 長期借入金の返済による支出	—	△24,350,000	24,350,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,000,000	△12,750,000	10,750,000
IV 現金及び現金同等物増加額	1,172,292	150,778	1,021,513
V 現金及び現金同等物期首残高	193,866	43,087	150,778
VI 現金及び現金同等物期末残高	1,366,158	193,866	1,172,292

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 財務諸表に対する注記

土地開発公社経理基準要綱（以下「経理基準要綱」という。）によると、時価をもって貸借対照表価額とした場合には、貸借対照表にその旨の注記を要するが、公有用地から特定土地へ用途変更した土地の評価換えについて、貸借対照表に必要な注記をしていなかった。

経理基準要綱に沿って適切に財務諸表を作成するよう、土地開発公社に対して指導し、改められたい。

(b) 帳簿の照合

京都市土地開発公社経理規程（以下「土地開発公社経理規程」という。）によると、預金の在高の確認は、毎月末に銀行勘定帳と取引金融機関の預金在高とを照合して確認するとされているが、一部の定期預金について、会計処理の誤りにより、帳簿の残高と金融機関の預金在高が整合していないにもかかわらず、これを長期間にわたり看過していた。

帳簿と預金在高の照合については、土地開発公社経理規程に沿って厳格に行うよう、土地開発公社に対して指導し、改められたい。

(c) 公売経費の負担

保有土地の売却に際し、土地開発公社が契約し、土地開発公社、京都市、京都市住宅供給公社の三者で費用を案分し負担するとした入札広報経費について、以下のような事例があった。

- ・ 費用負担を定めた文書を取り交わしていなかった。
- ・ 京都市が負担すべき経費を土地開発公社が負担していた。

経費支出については、負担根拠等を明確にし適正に処理するよう、土地開発公社に対して指導し、改められたい。

(イ) 意見

a 所管課関係

(a) 土地開発公社解散へ向けての取組

土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和 48 年 2 月に設立されて以降、公共用地、公用地等の先行取得、管理、処分等を通じて本市のまちづくりに大きく貢献してきたが、昨今の社会経済情勢の変化から、本市において、平成 25 年 1 月に、土地開発公社の今後の在り方に係る方針（以下「方針」という。）が定められ、平成 25 年度以降 15 年をかけて保有地を解消し、土地開発公社を解散することが示されている。

土地開発公社の保有地の簿価額は、平成 8 年度末の約 1,284 億円が最大であったが、保有地の縮減を進め、平成 25 年度末には約 168 億円にまで減少したものの、簿価額と時価額推計との差額が約 100 億円生じている。土地開発公社が保有管理する場合、金利負担、維持管理経費等により簿価額が更に増加することとなるため、この増加を圧縮する取組が必要である。

このため、土地開発公社においては、資金調達方法を金融機関借入から公社債発行へと切り替えることにより金利負担の軽減を図り、簿価額の増加の圧縮に取り組まれている。

引き続き、簿価額の増加の圧縮に努めるとともに、土地開発公社の解散に向けては保有地の早期解消が重要であり、保有地の将来の利用見込みを精査し、利用見込みが立たない土地については、本市が買戻しのうえ売却、あるいは土地開発公社が直接本市以外の者に売却するなど、保有地の解消の取組を一層進め、可能な限り方針に示された計画期間の短縮に努められたい。

3 公益財団法人京都市国際交流協会

(1) 団体の概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 千 玄室	設立年月日	平成元年 1 月 18 日
事務所所在地	京都市左京区栗田口鳥居町 2 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都において、歴史、文化その他の地域的特性を生かした国際交流活動を推進することにより、市民レベルの相互理解と友好親善を深め、京都の国際化に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）の基本財産は 1 億円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、総合企画局国際化推進室である。

イ 事業の状況

- (ア) 国際交流を推進するための事業
- (イ) 多文化共生社会を推進するための事業
- (ウ) 地域の国際交流団体の活動の振興
- (エ) 留学生の支援
- (オ) 姉妹都市交流の促進
- (カ) 京都市国際交流会館の管理運営受託
- (キ) その他協会の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	34,050	26,770	7,279
未収金	4,245	—	4,245
流動資産合計	38,295	26,770	11,524
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	97,855	100,000	△ 2,144
普通預金	2,144	—	2,144
基本財産合計	100,000	100,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	73,040	67,360	5,680
特定事業運営基金	100,000	100,000	—
特定資産合計	173,040	167,360	5,680
(3) その他固定資産			
定期預金	2,098	2,097	0
投資有価証券	29,980	30,000	△ 19
什器備品	893	1,365	△ 472
絵画等	9,700	9,700	—
保証金	600	600	—
その他固定資産合計	43,272	43,763	△ 491
固定資産合計	316,312	311,123	5,189
資産合計	354,608	337,894	16,713
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,008	3,571	△ 1,562
預り金	898	1,822	△ 924
前受金	—	503	△ 503
流動負債合計	2,906	5,897	△ 2,990
2. 固定負債			
退職給付引当金	81,469	80,397	1,072
固定負債合計	81,469	80,397	1,072
負債合計	84,376	86,294	△ 1,918
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出捐金	100,000	100,000	—
寄附金	100,000	100,000	—
指定正味財産合計	200,000	200,000	—
(うち基本財産への充当額)	(100,000)	(100,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(100,000)	(100,000)	(—)
2. 一般正味財産	70,231	51,600	18,631
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(△8,429)	(△13,037)	4,608
正味財産合計	270,231	251,600	18,631
負債および正味財産合計	354,608	337,894	16,713

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	18,550	4,234	14,315
特定資産運用益	3,558	4,036	△ 478
事業収益	251,889	247,332	4,557
受取補助金等	19,062	16,157	2,905
受取寄附金	1,249	1,032	217
雑収益	287	164	122
委託料収益	7,300	4,900	2,400
経常収益計	301,897	277,858	24,039
(2) 経常費用			
事業費	274,454	264,109	10,344
管理費	8,811	13,289	△ 4,477
経常費用計	283,266	277,399	5,867
評価損益等調整前当期経常増減額	18,631	459	18,171
評価損益等計	—	—	—
当期経常増減額	18,631	459	18,171
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
他会計振替額	—	—	—
当期一般正味財産増減額	18,631	459	18,171
一般正味財産期首残高	51,600	51,140	459
一般正味財産期末残高	70,231	51,600	18,631
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	200,000	200,000	—
指定正味財産期末残高	200,000	200,000	—
III 正味財産期末残高	270,231	251,600	18,631

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 財務諸表の作成

財務諸表の作成において、以下のような事例があった。

- ・ 利用料金収入について、発生主義の原則に基づかず、現金受領時に収益を計上していた。
- ・ 期末に現金で受領し、金融機関に預け入れていない受講料等を資産に計上していなかった。
- ・ 本市に譲渡した固定資産を資産に計上していた。

公益法人会計基準に沿って適切な財務諸表を作成するよう、国際交流協会に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金等名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業補助金	14,762	留学生の国民健康保険への加入を促進することにより、健康上の不安を取り除き学習成果の向上及び諸外国との友好関係の発展に貢献するため	京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業	予算の範囲内において、事業に要する経費のうち、市長が必要と認める額	総合企画局 国際化推進室
(イ) 医療通訳派遣事業負担金	4,200	外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができるよう、サポートするため	医療通訳派遣事業	医療通訳者に支払う謝金、交通費の2分の1に当たる額及びその他の諸経費	
合 計	18,962				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業補助金

a 事業の状況

私費留学生に対する国民健康保険料の一部補助（月額700円/人）を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	14,762	留学生補助金	11,134
		銀行振込手数料	79
		事務費	3,548
合 計	14,762	合 計	14,762

(イ) 医療通訳派遣事業負担金

a 事業の状況

市内4協定病院への通訳者の派遣及び通訳者養成事業等を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	4,200	人件費	2,128
協定病院負担金	1,168	交通費	664
		委託費	2,392
		その他	183
合 計	5,368	合 計	5,368

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

国際交流協会は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間、京都市国際交流会館（以下「国際交流会館」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市国際交流会館 (愛称「kokoka」)	京都市左京区粟田口鳥居町2番地の1	施設の管理運営	総合企画局国際化推進室

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 国際交流会館の利用許可、利用料金の徴収及び施設等の維持管理に係る業務
- b 市民への情報提供及び相談事業
- c 国際交流団体との連携事業
- d 共生社会を促進していくための担い手育成事業
- e 異文化理解及び多文化共生社会への促進事業
- f 留学生との協働、留学生への支援及び留学生との交流事業

g 広報出版事業

h 姉妹都市コーナー、展示室の運営及び姉妹都市関連事業

i その他本市の国際化に寄与する事業

(イ) 利用の状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来館者数 (人)	253,338	268,146	273,338	262,119	245,210
一日平均 (人)	828	879	893	859	806
施設稼働率 (%)	70	67	66	66	65

※ 平成 24 年度から入館者カウンター機器を更新したため、継続性はなし

平成 25 年度の来館者数は前年度と比べ 1 万 6,909 人 (6.5%) の減少となった。

また、施設稼働率は、1 ポイントの減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 25 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	197,742	人件費	123,074
利用料金	40,006	会館管理費	37,462
事業収入	14,141	委託費	51,264
その他	1,249	事業費	24,438
		その他	21,326
合 計	253,139	合 計	257,567

収支差額 △4,427 千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用料金収入	43,779	42,396	41,333	37,402	40,006

平成 25 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 260 万円 (7.0%) の増加となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項

がありました。

(7) 指摘事項

a 団体関係

(a) 利用料金の徴収

国際交流会館の利用に伴う料金の徴収について、指定管理者は、京都市国際交流会館条例（以下「国際交流会館条例」という。）に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収する必要があるが、この承認手続を経ずに料金を定めて徴収していた。

国際交流会館条例に従い、適切な手続を経て料金を徴収するよう、国際交流協会に対して指導し、改められたい。

(b) 貸与物品の管理

指定管理に関する協定書に基づき本市から貸与された物品について、貸与物品一覧に記録はあるが、現物を確認できない物品があった。

貸与物品については、指定管理に関する協定書に従い、管理を適正に行うよう、国際交流協会に対して指導し、改められたい。

(c) 契約事務

公益財団法人京都市国際交流協会経理規程（以下「国際交流協会経理規程」という。）によると、契約については、一般競争入札により契約の相手方を決定することが原則であり、随意契約は、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき又は契約に係る予定価格が100万円を超えないときなどに限定されているが、予定価格が100万円を超える契約について、次のような事例があった。

- ・ 随意契約の締結に係る決定において、随意契約を行う理由の記載のないものや不十分なものがあった。
- ・ 競争入札を行うことなく見積り合わせにより契約の相手方を決定していた。

国際交流協会経理規程に従い適正な契約事務を行うよう、国際交流協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与物品の管理

国際交流協会から本市に譲渡された物品について、引き続き国際交流会館の管理運営に必要な物品として国際交流協会へ貸与しているが、指定管理に関する協定書に記載していないものがあつた。

京都市物品会計規則の趣旨に沿って、適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 利用料金の徴収根拠

国際交流会館の一面に、利便性の向上や市民への情報提供及び相談事業等への活用を図るため、ロッカーやメッセージボックス等を設置し、利用者から料金を徴収しているが、当該利用料金について、国際交流会館条例等に定めがなく徴収する根拠が不明確であつた。

地方自治法等に従い、徴収根拠を明確にするよう改められたい。

4 京都食肉市場株式会社

(1) 団体の概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	代表取締役 宮田正美	設立年月日	昭和 44 年 9 月 24 日
事務所所在地	京都市南区吉祥院石原東之口 2 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	次の事業を営むことを目的とする。 ア 家畜を枝肉又は部分肉として販売するための受託又は買付 イ 枝肉、部分肉及び輸入肉の販売の受託又は買付 ウ 食肉加工品の販売 エ 食肉家畜の解体処理 オ 部分肉加工処理事業 カ と畜解体を受託した生体から生じた副産物の買付、洗浄処理及び販売 キ 食肉類等の配送 ク 前各号に附帯する事業		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(7) 京都市と畜場 補助金	67,500	と畜場運 営の維持 推進	と畜場業 務	補助対象事業に 要する経費のう ち予算で定める 範囲内	産業観光局中 央卸売市場第 二市場業務課
(4) 京都市中央卸 売市場第二市場 集荷増頭支援補 助金	10,350	食肉市場 として適 切な食肉 供給の推 進	食肉獣畜 (牛)の集 荷業務	予算で定める範 囲内において、次 の算定方法によ る①②合計額。 ①(集荷支援)集 荷頭数に集荷支 援単価を乗じた 額(頭数は前年度 集荷頭数が上限) ②(増頭支援)平 成 24 年度以降集 荷頭数が最多で ある年度を基準 とし、基準を上回 った頭数に増頭 支援単価を乗じ た額	
合 計	77,850				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市と畜場補助金

a 事業の状況

と畜場業務を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	67,500	人件費	153,464
団体負担分	102,218	その他物件費	16,254
合 計	169,718	合 計	169,718

(イ) 京都市中央卸売市場第二市場集荷増頭支援補助金

a 事業の状況

牛の出荷者への輸送費支援、出荷者に対する営業活動等集荷増頭事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	10,350	輸送費支援経費	13,682
団体負担分	4,814	集荷増頭に係る出張旅費 事務費	805 676
合 計	15,164	合 計	15,164

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付額の決定

京都市中央卸売市場第二市場集荷増頭支援補助金交付要綱によると、四半期毎に交付する集荷支援補助金の額の算定の基礎となる牛の集荷頭数は、前年度の同一四半期の集荷頭数を上限とするとされているが、これを超えて交

付額を決定していた。

年間の補助金総額としては適正に決定されていたものであるが、各期の交付金額の決定に当たっても、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）等に従い、金額を精査のうえ、適正な事務を行われたい。

(イ) 意見

a 団体関係

(a) 補助金の実績報告

京都市と畜場については、京都食肉市場株式会社（以下「食肉市場会社」という。）が、京都市と畜場条例第3条に基づき市長の承認を受けてと畜解体事業を行っており、本市は、当該事業に係る人件費に用途を限定して補助金を交付しているが、実績報告書に記載された人件費の算定根拠が不明確であった。

実績報告書は、補助金の適正な執行を確認するうえで基本となる資料であることから、記載する金額について積算の考え方を明確にするとともに、挙証資料を整備し算定根拠を具体的に説明し得るものとするよう、食肉市場会社に対して指導し、改善を図られたい。

b 所管課関係

(a) 補助金の実績報告

京都市と畜場については、食肉市場会社が、京都市と畜場条例第3条に基づき市長の承認を受けてと畜解体事業を行っており、本市は、当該事業に係る人件費に用途を限定して補助金を交付しているが、補助金の対象となる人件費の算定根拠について十分な確認を行うことなく、実績報告書を受領していた。

実績報告書は、補助金の適正な執行を確認するうえで基本となる資料であることから、その内容について十分な確認を行い受領するよう改善を図られたい。

5 公益財団法人京都高度技術研究所

(1) 団体の概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 西本清一	設立年月日	昭和 63 年 8 月 9 日
事務所所在地	京都市下京区中堂寺南町 134 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	科学技術の振興や企業経営に関する支援を通じて、地域産業の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都高度技術研究所（以下「高度技術研究所」という。）の基本財産は 3 億円であり、1 億円（33.3%）を本市が出えんしている。

本市の所管は、産業観光局新産業振興室である。

イ 事業の状況

- (ア) 科学技術の諸分野に関する研究、開発及び調査並びに研究者の養成及び技術者の研修
- (イ) 科学技術諸分野に関する研究開発型企业に対する支援及び情報の提供
- (ウ) 科学技術の諸分野に関する研究者及び技術者の交流
- (エ) 産学公連携による新事業の創出と研究開発の推進
- (オ) 科学技術の進歩発展や産業の発展に寄与する人材の育成
- (カ) 中小企業者を対象とする振興施策の調査研究及び実施
- (キ) 中小企業者等を対象とする、金融、経営、法務、技術等に関する相談、助言及び人材育成その他の支援並びに情報の提供
- (ク) 中小企業の経営者及び従業員を対象とする異業種交流の促進並びにその成果の普及
- (ケ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	484,069		
未収金	1,990,954		
貸付金	50,018		
貸倒引当金	△ 61,734		
前払金	1,137		
仮払金	33		
供託金	539		
流動資産合計	2,465,017		
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当定期預金	270,000		
基本財産引当有価証券	30,000		
基本財産合計	300,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	48,208		
受入保証金引当資産	6,462		
建物	1,158,810		
建物附属設備	849,859		
構築物	49,339		
水道施設利用権	367		
什器備品	255,916		
特定資産合計	2,368,965		
(3) その他の固定資産			
建物附属設備	9,810		
什器備品	64,083		
ソフトウェア著作権	875		
電話加入権	5,612		
出資金	120		
リース資産	12,929		
その他固定資産合計	93,431		
固定資産合計	2,762,396		
資産合計	5,227,413		
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	1,875,480		
未払金	486,246		
前受金	93,723		
預り金	5,438		
仮受金	86		
賞与引当金	13,144		
リース負債	3,658		
流動負債合計	2,477,778		
2. 固定負債			
未払金	52,652		
受入保証金	6,462		
長期リース負債	9,270		
固定負債合計	68,385		
負債合計	2,546,164		
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	1,363,694		
地方公共団体補助金	907,153		
寄付金	268,986		
事業収益	34,459		
指定正味財産合計	2,574,293		
(うち基本財産への充当額)	(260,000)		
(うち特定資産への充当額)	(2,314,293)		
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	106,955		
(うち特定資産への充当額)	(40,000)		
(うち特定資産への充当額)	(—)		
正味財産合計	2,681,249		
負債及び正味財産合計	5,227,413		

注 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会) 適用初年度のため、前年度の数値は記載していない。

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,578		
特定資産運用益	32		
受取会費	6,480		
事業収益	1,169,941		
受取補助金等	497,555		
受取負担金	16,728		
受取寄付金	213		
雑収益	1,646		
経常収益計	1,694,177		
(2) 経常費用			
事業費	1,661,946		
管理費	20,137		
経常費用計	1,682,084		
評価損益等調整前当期経常増減額	12,093		
当期経常増減額	12,093		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
貸倒引当金戻入額	2,281		
前期損益修正益	1		
経常外収益計	2,283		
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	1,402		
前期損益修正損	76		
経常外費用計	1,479		
当期経常外増減額	804		
当期一般正味財産増減額	12,897		
一般正味財産期首残高	94,058		
一般正味財産期末残高	106,955		
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	1,973,756		
受取寄付金	9,200		
事業収益	8,515		
一般正味財産への振替額	△ 125,775		
当期指定正味財産増減額	1,865,696		
指定正味財産期首残高	708,596		
指定正味財産期末残高	2,574,293		
III 正味財産期末残高	2,681,249		

注 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)適用初年度のため、前年度の数値は記載していない。

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 規程の整備

高度技術研究所の基本的な経理に関する事務については、公益財団法人京都高度技術研究所経理規程等に基づき行っているが、タクシーチケット及びプリペイドカード等の使用基準や管理方法を定めていなかったほか、随意契約の適用基準や履行確認のための検収方法について統一された規程等を定めていなかった。

具体的な取扱い等について規程等を定めようとして、事務処理を行うよう、高度技術研究所に対して指導し、改められたい。

(b) タクシーチケットの使用及び管理

タクシーチケットは、厳格な使用及び管理を行う必要があるが、残チケットに乗車区間や金額を記入していないため、使用状況を確認できないものがあった。

タクシーチケットの残チケットは、漏れなく記入することを徹底するとともに、適正に使用されているか確認するよう、高度技術研究所に対して指導し、改められたい。

(c) 委託事業に係る収支報告

本市からの委託事業に係る収支報告について、収入の一部が記載されておらず、委託事業の収支決算が明確となっていないものがあった。

収支報告には、委託事業に係る収入及び支出の決算額を正確に記載するよう、高度技術研究所に対して指導し、改められたい。

(d) 消せる筆記用具の使用

証書類を作成するときは、改ざんなどの不正な処理を防ぐため、消せる筆記用具を使用してはならないが、契約書等の記入において、消せる筆記用具を使用していたものがあった。

証書類は、いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用せず、適正に作成するよう、高度技術研究所に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 公有財産に係る帳簿の整備

京都市公有財産規則（以下「市公有財産規則」という。）によると、公有財産の適正な管理を行うため、必要な帳簿を備え付け、公有財産の所在、数量、価額等を明確にするものとされているが、次のような事例があった。

- ・ 普通財産貸付台帳について、建物の面積を入力していなかった。
- ・ 普通財産貸付台帳を整備すべきところを、行政財産貸付台帳を整備していた。

公有財産の適正な管理のため、適切に台帳を整備するよう、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 中小企業パワーアッププロジェクト補助金	45,526	支援企業の成長による、市内産業の活性化、雇用及び税収の増大	「オスカー認定」事業等	予算の範囲内で対象経費のうち市長が必要と認める額	産業観光局新産業振興室
(イ) 地域プラットフォーム事業補助金	34,000	新事業の創出に向けた環境整備	創業準備支援等		
(ウ) 未来創造型企業支援プロジェクト補助金	19,360	ベンチャー企業の更なる発展	専任コーディネーター等人件費等		
(エ) 地域イノベーション戦略推進事業補助金	29,000	グリーンイノベーションの推進	本部事業運営費	対象経費のうち、国負担額、府負担額を除いた額	
(オ) 運営管理費補助金	56,979	産業支援機関として本市の産業振興に貢献している高度技術研究所の助成	事業活動支出等	対象経費の2分の1以内	
(カ) プロパー等人件費補助金	77,741		人件費	予算の範囲内で対象経費のうち市長が必要と認める額	
(キ) 技術の橋渡し拠点整備事業補助金	575,329	産学公の連携による新産業の育成・振興と新事業の創出	技術の橋渡し拠点整備事業	対象経費のうち、国補助金を除いた額	
(ク) 技術の橋渡し拠点運営補助金	37,000		技術の橋渡し拠点に係る管理・運営	予算の範囲内で対象経費のうち市長が必要と認める額	
(ケ) クラウド・ビジネス創出事業補助金	5,000	クラウド・サービスを創出できる環境の整備	IT企業の研究開発補助		
合計	879,935				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 中小企業パワーアッププロジェクト補助金

a 事業の状況

- (a) コーディネーターによるオスカー認定企業等への訪問
- (b) オスカー認定事業
- (c) オスカー認定企業支援策

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	45,526	コーディネーター等 人件費	24,643
		販路開拓支援事業	6,502
		オスカー認定事業	6,358
		新市場・事業展開に 係る調査等	8,020
合 計	45,526	合 計	45,526

(イ) 地域プラットフォーム事業補助金

a 事業の状況

- (a) 新事業創出支援体制連携強化事業
- (b) ビジネス総合力養成講座
- (c) 女性起業家セミナー「京おんな塾」
- (d) イノベーションジャングルプロジェクト支援事業
- (e) 企業OB人材の活用
- (f) 海外留学生の活用によるグローバル展開支援事業

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	34,000	人件費	14,300
受講料収入	390	ビジネス総合力養成 講座	7,290
		イノベーションジャ ングルプロジェクト 支援事業	4,000
		その他	8,800
合 計	34,390	合 計	34,390

(ウ) 未来創造型企業支援プロジェクト補助金

a 事業の状況

- (a) イノベーションコーディネーターの配置
- (b) 京都市ベンチャー企業研究開発補助事業
- (c) 新市場・事業展開可能性調査事業
- (d) 資金調達プレゼンテーション会
- (e) 京都市ベンチャー購買新商品認定制度
- (f) 無料専門家派遣
- (g) Aランク認定企業フォローアップ

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	19,360	専任コーディネーター 一等人件費	8,452
		研究開発補助金	4,500
		新市場・事業展開可 能性調査	3,094
		無料専門家派遣等	3,314
合 計	19,360	合 計	19,360

(エ) 地域イノベーション戦略推進事業補助金

a 事業の状況

- (a) イノベーション推進協議会の運営
- (b) 産学官連携拠点の形成
- (c) 国際技術動向調査ユニットの設置及び運営
- (d) 地域への普及やマッチング活動

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	29,000	人件費	20,350
京都府補助金	7,400	雑役務費	7,122
		損借費	950
		国内旅費	672
		設備備品費	637
		その他運営費等	6,669
合 計	36,400	合 計	36,400

(オ) 運営管理費補助金

a 事業の状況

高度技術研究所の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	56,979	事業活動支出	1,570,041
その他京都市補助金	822,956	固定資産取得支出	1,445,488
その他収入	2,238,545	減価償却費相当額	102,950
合 計	3,118,480	合 計	3,118,480

(カ) プロパー等人件費補助金

a 事業の状況

プロパー等職員の人件費の一部を助成した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	77,741	正職員	160,152
その他収入	152,665	契約職員	44,959
		嘱託職員等	25,294
合 計	230,406	合 計	230,406

(キ) 技術の橋渡し拠点整備事業補助金

a 事業の状況

らくなん進都内に産学公連携による研究開発拠点（技術の橋渡し拠点）とし

て京都市成長産業創造センターを整備した。

(平成 24 年 9 月着工 平成 25 年 9 月竣工, 11 月開所)

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	575, 329	整備費	1, 463, 188
国庫補助金	887, 858		
合 計	1, 463, 188	合 計	1, 463, 188

(ク) 技術の橋渡し拠点運営補助金

a 事業の状況

平成 25 年 11 月に開所した京都市成長産業創造センター(技術の橋渡し拠点)の管理及び運営

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	37, 000	施設管理費	32, 927
賃料収入等	19, 202	人件費	23, 274
合 計	56, 202	合 計	56, 202

(ケ) クラウド・ビジネス創出事業補助金

a 事業の状況

市内 I T 企業がクラウド・サービスを創出できる環境を整備した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	5, 000	企業への補助金	3, 553
		事務費	1, 380
		交通費・資料作成費等	67
合 計	5, 000	合 計	5, 000

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項

がありました。

(7) 指摘事項

a 団体関係

(a) 補助金の収支報告

補助金条例等によると、補助事業者は、補助事業等が完了したときは、実績報告書の添付資料として収支決算書を提出することとされているが、次のような事例があった。

- ・ 収入の一部が記載されておらず、補助事業の収支決算が明確となっていなかった。
- ・ 実際の決算と乖離しているものがあった。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう、高度技術研究所に対して指導し、改められたい。

6 京北森林組合

(1) 団体の概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	代表理事組合長 北川義晴	設立年月日	昭和 39 年 3 月 31 日
事務所所在地	京都市右京区京北周山町下台 5 番地の 2		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金等名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(7) 京都市緑の担い手育成事業補助金	5,231	森林組合作業班員の育成及び確保のため	森林組合作業班員の福利厚生対策として加入する社会保険	予算の範囲内において、森林組合が加入する作業班員の社会保険事業主掛金の4分の3以上	産業観光局 農林振興室 京北農林業振興センター
(イ) 京都市森林整備事業（森林総合整備事業）補助金	51,167	森林資源の造成及び森林の有する公益的機能の増進を図るため	森林整備、付帯施設及び作業路等整備事業	予算の範囲内において、事業に要する経費に要綱に定める率を乗じて得た額	
(ロ) 京都市森林整備事業（森の力活性・利用対策事業）補助金	22,569		特定間伐等促進計画に基づく森林整備等事業		
(エ) 京都市森林被害地整備事業補助金	18,166	気象害等により被害を受けた森林の早期復旧を図るため	森林被害地整備事業	予算の範囲内において、事業に要する経費に要綱に定める率を乗じて得た額	
(オ) 京都市森林整備地域活動支援交付金	13,719	森林経営計画の作成を通じた計画的かつ適切な森林整備を図るため	森林整備地域活動及び持続的森林経営確立総合対策実践事業	事業に要する経費。ただし要綱に定める交付単価を森林面積等に乗じて得た額を上限とする。	

補助金等名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(カ) 京都市林道事業等（林道等整備事業）補助金	20,045	林道等の道路網を整備し、もって林業の振興を図るため	林道開設事業	事業に要する経費の100分の95以内の額	産業観光局 農林振興室 京北農林業振興センター
(キ) 京都市林道事業等（林道改善事業）補助金	485		林道改善事業	事業に要する経費の100分の50以内の額	
(ク) 京都市林道事業等（林道災害復旧事業）補助金	9,250		林道災害復旧事業	事業に要する経費の100分の65以内、または市長が必要と認めた額	
(ケ) 京都市農林災害復旧事業補助金	775	農林業の維持とその経営の安定を図るため	農林災害復旧事業	予算の範囲内において、事業に要する経費に要綱に定める率を乗じて得た額	
合計	141,409				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市緑の担い手育成事業補助金

a 事業の状況

作業班員の福利厚生対策として加入する社会保険（健康保険及び厚生年金）に要する経費の支出を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	5,231	事業主負担掛金	6,975
団体負担金	1,743		
合計	6,975	合計	6,975

(イ) 京都市森林整備事業（森林総合整備事業）補助金

a 事業の状況

森林及び作業路等整備事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	51,167	事業費	199,550
国庫補助金	68,446		
京都府補助金	23,828		
地元負担金	56,108		
合 計	199,550	合 計	199,550

(ウ) 京都市森林整備事業（森の力活性・利用対策事業）補助金

a 事業の状況

特定間伐等促進計画に基づく森林及び作業路等整備事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	22,569	事業費	87,340
国庫補助金	30,687		
京都府補助金	10,229		
地元負担金	23,854		
合 計	87,340	合 計	87,340

(エ) 京都市森林被害地整備事業補助金

a 事業の状況

被害跡地における再造林、付帯施設整備及び被害木の伐倒処理等を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	18,166	事業費	47,451
国庫補助金	13,066		
京都府補助金	6,806		
地元負担金	9,412		
合 計	47,451	合 計	47,451

(オ) 京都市森林整備地域活動支援交付金

a 事業の状況

森林整備地域活動実施協定に基づき実施した地域活動（経営計画作成促進）及び森林経営計画作成のための森林施業の実施基盤となる既存の作業路網の改良を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市交付金	13,719	実行経費	13,778
団体負担金	58		
合 計	13,778	合 計	13,778

(カ) 京都市林道事業等（林道等整備事業）補助金

a 事業の状況

京北小塩町西谷地内において林道開設事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	20,045	事業費	21,100
地元負担金	1,055		
合 計	21,100	合 計	21,100

(キ) 京都市林道事業等（林道改善事業）補助金

a 事業の状況

林道納谷線における路肩改修工事及び林道卯滝城山線における路肩擁壁工事をを行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	485	事業費	970
地元負担金	485		
合 計	970	合 計	970

(ク) 京都市林道事業等（林道災害復旧事業）補助金

a 事業の状況

平成 25 年 9 月 15 日から 16 日にかけての台風 18 号豪雨により被災した林道庄ノ谷線ほか 7 路線の被災箇所の測量・設計事業及び林道清水谷線ほか 4 路線の災害復旧工事を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	9,250	事業費	10,187
地元負担金	937		
合 計	10,187	合 計	10,187

(ケ) 京都市農林災害復旧事業補助金

a 事業の状況

平成 24 年 9 月 30 日から 10 月 1 日にかけての台風 17 号豪雨により被災した林道小野内谷線の災害復旧工事を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	775	事業費	2,961
京都府補助金	1,958		
団体負担金	141		
地元負担金	87		
合 計	2,961	合 計	2,961

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

京北森林組合は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市京北森林公園の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市京北森林公園	京都市右京区京北塔町愛宕谷 25 番地の 3	施設の管理運営	産業観光局農林振興室林業振興課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 森林及び林業に関する体験活動のための施設の提供
- b 山村と都市との交流を促進する活動のための施設の提供
- c 林産物の生産活動のための施設の提供
- d 林産物の紹介，展示及び販売
- e 森林及び林業に関する情報の提供
- f 京都市京北森林公園の利用許可，利用料金の徴収及び施設等の維持管理に係る業務
- g その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	7,599	10,211	7,272	6,188	8,340
うちイベント参加者数	973	3,018	1,102	1,102	1,393

平成 25 年度の利用者数は前年度と比べイベントの参加者などが増加し，2,152 人（34.8％）の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 25 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	2,396	人件費	1,771
利用料金	536	事務費	166
林産物等販売収入	372	施設費	815
その他	684	事業費	129
		その他	185
合 計	3,989	合 計	3,068

収支差額 921 千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用料金収入	271	653	1,396	599	536

平成 25 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 6 万円 (10.5%) の減少となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書には、指定管理業務に係る事業の概要及び収支の内訳を記載しなければならないとされているが、利用実績の数値と利用料金収入額が整合しないなど、その内容に不備が見られた。

事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

(b) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可については、市公有財産規則に基づき事務処理を行うこととされているが、所定の手続を経ることなく京都市京北森林公園の一面を目的外に使用させているものがあつた。

行政財産の目的外使用許可の手続を適正に行うよう改められたい。

(4) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課等
(ア) 京北のいえモデルハウス管理業務委託	252	産業観光局農林振興室京北 農林業振興センター
(イ) 松くい虫防除事業に係る薬剤注入業務の委託	4,347	
(ウ) 林業用里道管理業務委託	1,199	

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

7 社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会

(1) 団体の概要(平成 26 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 原 健	設立年月日	平成 3 年 9 月 4 日
事務所所在地	京都市右京区太秦森ヶ前町 22-3 右京中央老人福祉センター内		
目 的 (団体の定款に基づく。)	<p>京都市右京区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。</p> <p>ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>オ 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画</p> <p>カ 学区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整</p> <p>キ 区ボランティアセンター事業</p> <p>ク 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>ケ 共同募金事業への協力</p> <p>コ 障害福祉サービス事業 京都市うずまさ学園の指定管理</p> <p>サ 障害福祉サービス事業 京都市太秦障害者デイサービスセンターの指定管理</p> <p>シ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業</p> <p>ス 福祉サービス利用援助事業</p> <p>セ その他この法人の目的達成のため必要な事業</p>		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会（以下「右京区社会福祉協議会」という。）は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 6 年間、京都市うずまさ学園及び京都市太秦障害者デイサービスセンターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
(ア) 京都市うずまさ学園	京都市右京区太秦森ヶ前町 21 番地の 10	施設の管理運営	保健福祉局障害 保健福祉推進室
(イ) 京都市太秦障害者デイサービスセンター	同上	同上	

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例第2条第1項及び京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設施行規則第1条第1項に規定する事業に係る業務
- b 施設、附属設備及び物品の保守及び安全等に係る業務
- c 建築基準法第12条に基づく点検業務
- d その他本市が必要と認める業務

(イ) 利用及び収支の状況

a 京都市うずまさ学園

(a) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定 員	60	60	60	60	60
生活介護				15	15
就労継続支援				45	45
知的障害者通所授産	60	60	60		
延べ利用人数	10,324	11,748	12,252	12,379	12,087
生活介護				2,975	2,842
就労継続支援				9,404	9,245
知的障害者通所授産	10,324	11,748	12,252		

注 平成23年末までは、知的障害者通所授産事業を実施。平成24年から障害者自立支援法による多機能型福祉サービス事業所として生活介護事業及び就労継続支援（B型）事業を開始

平成25年度の延べ利用人数は、前年度と比べ292人（2.4%）の減少となった。

(b) 収支の状況

実績報告に基づく平成 25 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
訓練等給付費等	84,630	人件費	65,804
利用者負担金	2,138	事務費	9,333
補助金収入	4,030	事業費	8,384
就労支援事業収入	9,504	就労支援事業支出	11,562
その他	2,297	その他	2,624
合 計	102,601	合 計	97,710

収支差額 4,891 千円

訓練等給付費等及び利用者負担金を合わせた利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用料金収入	83,468	89,195	89,134	91,702	86,769

平成 25 年度の利用料金収入については、延べ利用人数が減少したこと等により前年度に比べ 493 万円 (5.4%) の減少となった。

b 京都市太秦障害者デイサービスセンター

(a) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定 員	20	20	20	20	20
延べ利用人数	4,140	4,627	4,711	4,798	4,425

平成 25 年度の延べ利用人数は、前年度と比べ 373 人 (7.8%) の減少となった。

(b) 収支の状況

実績報告に基づく平成 25 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
介護給付費	61,763	人件費	56,363
利用者負担金	775	事務費	5,662
補助金収入	19,758	事業費	5,936
その他	1,705	その他	726
合 計	84,002	合 計	68,689

収支差額 15,313 千円

介護給付費及び利用者負担金を合わせた利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用料金収入	53,254	60,488	61,614	64,996	62,538

平成 25 年度の利用料金収入については、延べ利用人数が減少したこと等により前年度に比べ 245 万円 (3.8%) の減少となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

地方自治法によると、指定管理者は公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成することとされているが、指定管理者から提出された事業報告書について、指定管理料の収入科目に誤りがあったが精査を行うことなく受領していたものがあった。

事業報告書については、記載内容の精査を行ったうえで受領するようにされたい。

8 社会福祉法人健光園

(1) 団体の概要(平成 26 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 小國英夫	設立年月日	昭和 24 年 4 月 1 日
事務所所在地	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12 番地		
目 的 (団体の定款に基づく。)	<p>宗教的社会奉仕の信念に基づいて、福祉サービスを必要とする人々が、心身ともに健やかに生活でき、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動をする機会を得るとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、その独立心が尊重され、地域において必要な福祉サービスを総合的に活用できるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業</p> <p>(ア) 養護老人ホーム健光園の設置経営</p> <p>(イ) 特別養護老人ホーム健光園あらしやまの設置経営</p> <p>(ウ) 特別養護老人ホームももやまの設置経営</p> <p>(エ) 特別養護老人ホームはなぞのの設置経営</p> <p>(オ) 特別養護老人ホーム藤城の家の設置経営</p> <p>イ 第二種社会福祉事業</p> <p>(ア) 老人デイサービス事業 (健光園あらしやまデイサービスセンター)</p> <p>(イ) 老人デイサービス事業 (ももやまデイサービスセンター)</p> <p>(ウ) 老人デイサービス事業 (井伊掃部町デイサービスセンター)</p> <p>(エ) 老人デイサービス事業 (十四軒町デイサービスセンター)</p> <p>(オ) 老人短期入所事業 (特別養護老人ホーム健光園あらしやま)</p> <p>(カ) 老人短期入所事業 (特別養護老人ホームももやま)</p> <p>(キ) 老人短期入所事業 (特別養護老人ホームはなぞの)</p> <p>(ク) 老人短期入所事業 (ショートステイ藤城の家)</p> <p>(ケ) 老人介護支援センター 京都市嵯峨地域包括支援センターの設置経営</p> <p>(コ) 老人介護支援センター 京都市桃山地域包括支援センターの設置経営</p> <p>(サ) 老人介護支援センター 京都市花園地域包括支援センターの設置経営</p> <p>(シ) 老人居宅介護等事業 (健光園ホームヘルプステーション)</p> <p>(ス) 老人居宅介護等事業 (ももやまホームヘルプステーション)</p> <p>(セ) 老人居宅介護等事業 (健光園あらしやまホームヘルプステーション)</p> <p>(ソ) 小規模多機能型居宅介護事業 (丹波橋の家)</p> <p>(タ) 小規模多機能型居宅介護事業 (十四軒町の家小規模多機能ホーム)</p> <p>(チ) 小規模多機能型居宅介護事業 (小規模多機能ホーム藤城の家)</p> <p>(ツ) 児童厚生施設 ももやま児童館の設置及び受託経営</p> <p>(テ) 児童厚生施設 京都市藤城児童館の指定管理</p> <p>(ト) 児童厚生施設 京都市北白川児童館の指定管理</p> <p>(ナ) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>(ニ) 放課後児童健全育成事業</p> <p>(ヌ) 障害福祉サービス事業(健光園あらしやまホームヘルプステーション)</p> <p>(ネ) 障害福祉サービス事業 (ももやまホームヘルプステーション)</p> <p>(ノ) 認知症対応型老人共同生活援助事業 (十四軒町グループホーム)</p> <p>(ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業 (グループホーム藤城の家)</p>		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人健光園（以下「健光園」という。）は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間、京都市藤城児童館の指定管理者となっており、また、平成 21 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 4 年 6 箇月間、京都市北白川児童館の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
(ア) 京都市藤城児童館	京都市伏見区桃山町 正宗 52 番地の 6	施設の管理運営	保健福祉局子育て支援部児童家庭課
(イ) 京都市北白川児童館	京都市左京区北白川 上別当町 39 番地の 5	同上	

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 児童館事業

- ・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ事業」という。）
- ・ 健全な遊びの場所の提供
- ・ 遊びの指導
- ・ クラブ活動の育成と指導

b 学童クラブ事業に係る児童館の利用許可に関する業務

c 児童館の施設、附属設備及び備品の保守及び安全に関すること

d その他 a、b 及び c の実施に際し、必要と認められること

(イ) 利用及び収支の状況

a 京都市藤城児童館

(a) 利用の状況

(単位：日，人)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童館	開館日数	292	295	293	292	295
	延べ利用者数	8,530	8,375	8,320	8,147	8,542
	1日平均利用者数	29.2	28.4	28.4	27.9	29.0
学童 クラブ	実施日数	292	296	294	292	295
	延べ出席児童数	10,008	10,480	13,676	18,850	21,285
	1日平均出席児童数	34.3	35.4	46.5	64.6	72.2

注 1日平均利用者数及び1日平均出席児童数は、小数点以下第2位を四捨五入

平成25年度の児童館の延べ利用者数は、前年度に比べ395人(4.8%)の増加となった。

また、学童クラブの延べ出席児童数は、学童クラブの登録者数の増加とともに年々増加傾向にあり、平成25年度は2,435人(12.9%)の増加となった。

(b) 収支の状況

実績報告に基づく平成25年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	20,802	人件費	20,719
利用料金	8,497	事業費	7,794
雑収入等	709	引当金	1,496
合 計	30,009	合 計	30,009

注 この表は、京都市地域子育て支援ステーション事業費等を含めた収支状況を表している。

利用料金収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用料金収入	3,644	3,869	5,650	7,431	8,497

平成 25 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 106 万円（14.4%）の増加となった。

b 京都市北白川児童館

(a) 利用の状況

(単位：日，人)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童館	開館日数	144	294	290	293	294
	延べ利用者数	1,728	6,913	8,228	8,333	7,220
	1日平均利用者数	12.0	23.5	28.4	28.4	24.6
学童クラブ	実施日数	144	294	292	293	294
	延べ出席児童数	2,598	9,616	11,655	12,463	13,693
	1日平均出席児童数	18.0	32.7	39.9	42.5	46.6

注 1 1日平均利用者数及び1日平均出席児童数は、小数点以下第2位を四捨五入

注 2 平成 21 年度は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 箇月間

平成 25 年度の児童館の延べ利用者数は、前年度に比べ 1,113 人（13.4%）の減少となった。

また、学童クラブの延べ出席児童数は、学童クラブの登録者数の増加とともに年々増加傾向にあり、平成 25 年度は 1,230 人（9.9%）の増加となった。

(b) 収支の状況

実績報告に基づく平成 25 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	18,748	人件費	19,425
利用料金	3,753	事業費	3,086
雑収入等	148	引当金	139
合 計	22,650	合 計	22,650

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用料金収入	803	2,917	3,785	4,018	3,753

平成 25 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 26 万円 (6.6%) の減少となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 現金の取扱い

現金の出納については、社会福祉法人健光園経理規程に従い行うこととされているが、次のような事例があった。

- ・ 収納した金銭は、直接支出に充てることなく収入後 5 日以内に金融機関に預け入れなければならないとされているが、速やかに金融機関に預け入れることなく、収納した金銭を、収入と支出を一体化して管理された小口現金に収入し、恒常的に支出に充てていた。

- ・ 小口現金出納簿を事実発生の都度記帳していなかった。

現金の取扱いに当たっては、適切な管理を行うよう、健光園に対して指導し、改められたい。

(b) 貸与物品の管理

物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき本市から貸与した物品の管理について、次のような事例があった。

- ・ 貸与物品の返納について、指定管理者はこれを書面によって本市に申請することとされているが、申請が行われていなかった。

- ・ 貸与物品一覧に記録はあるが現物が確認できない物品があった。

- ・ 貸与物品と委託料のうちから健光園が購入した物品及びその他の物品を明確に区分して管理しなければならないとされているが、物品を管理する台帳が適切に整備されておらず、全体の物品の現況が把握できなかった。物品の貸与及び管理に関する協定書に従い、適切な管理を行うよう、健光園に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書には、指定管理業務のみに係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、次のような事例があった。

- ・ 指定管理業務以外の事業に係る収入及び支出を含めた収支の内訳を記載していた。
- ・ 決算書と整合しない支出内容を記載していた。

事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

(b) 貸与物品の管理

物品の貸与及び管理に関する協定書に基づく全ての貸与物品について、備品整理票を貼付していなかった。

物品の貸与に関する事務を適正に行われたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課
中高生と赤ちゃんの交流事業委託料 (ももやま児童館)	100	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課
地域子育て支援ステーション事業委託料 (京都市藤城児童館, ももやま児童館)	500	
配食サービス委託料 (事務管理費)	111	保健福祉局長寿社会部長 寿福祉課
配食サービス委託料 (配達車両維持費)	1,427	
配食サービス委託料 (安否確認費)	9,608	

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 委託事業に係る経費の徴収

京都市地域子育て支援ステーション事業（以下「地域子育て支援ステーション事業」という。）の実施に当たり、受託者が必要な経費を徴収することがで

きる旨、地域子育て支援ステーション事業の実施要綱及び委託契約書に定めていない中、受託者が事業の利用者から費用を徴収していた。

事業の実施に必要な経費の徴収に当たっては、受託者が事業の利用者から費用を徴収することができる旨、地域子育て支援ステーション事業の実施要綱等に明記する等、徴収の根拠を明確にするよう改められたい。

b 委託事業に係る事業報告

地域子育て支援ステーション事業の事業実績報告書について、支出済額及びその内訳が事業の実績を適切に表した内容となっていなかった。

事業実績報告書については、事業の実績が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

9 社会福祉法人京都老人福祉協会

(1) 団体の概要(平成 26 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 三代 修	設立年月日	昭和 32 年 7 月 8 日
事務所所在地	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として，次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業</p> <p>(ア) 養護老人ホーム京都老人ホームの設置経営</p> <p>(イ) 特別養護老人ホーム京都老人ホームの設置経営</p> <p>(ウ) 特別養護老人ホーム小栗栖の家「ほっこり」の設置経営</p> <p>イ 第二種社会福祉事業</p> <p>(ア) 老人短期入所事業（京都老人ホーム）</p> <p>(イ) 老人短期入所施設京都市春日丘老人短期入所施設の指定管理</p> <p>(ウ) 老人短期入所施設京都市東高瀬川老人短期入所施設の指定管理</p> <p>(エ) 老人デイサービスセンター京都老人ホームデイサービスセンターの設置経営</p> <p>(オ) 老人デイサービスセンター京都市春日丘老人デイサービスセンターの指定管理</p> <p>(カ) 老人デイサービスセンター京都市東高瀬川老人デイサービスセンターの指定管理</p> <p>(キ) 老人デイサービスセンター（深草デイサービスセンター「ほっこり」）の設置経営</p> <p>(ク) 老人デイサービスセンター（醍醐の家「ほっこり」）の経営</p> <p>(ケ) 老人デイサービスセンター（板橋の町家「ほっこり」）の設置経営</p> <p>(コ) 老人介護支援センター京都老人ホームの設置経営</p> <p>(サ) 老人介護支援センター京都市春日丘老人介護支援センターの指定管理</p> <p>(シ) 老人介護支援センター京都市東高瀬川地域包括支援センターの指定管理</p> <p>(ス) 老人介護支援センター（京都市深草・北部地域包括支援センター）の設置経営</p> <p>(セ) 老人介護支援センター（京都市深草・中部地域包括支援センター）の設置経営</p> <p>(ソ) 老人居宅介護等事業（あんしんサポート伏見）</p> <p>(タ) 老人居宅介護等事業（伏見センター）</p> <p>(チ) 老人居宅介護等事業（深草センター）</p> <p>(ツ) 老人居宅介護等事業（おぐりすセンター）</p> <p>(テ) 障害福祉サービス事業（京都老人ホーム）</p> <p>(ト) 障害福祉サービス事業（深草センター）</p> <p>(ナ) 障害福祉サービス事業（伏見センター）</p> <p>(ニ) 障害福祉サービス事業（おぐりすセンター）</p>		

	(ヌ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム醍醐の家「ほっこり」） (ネ) 小規模多機能型居宅介護事業（板橋の町家「ほっこり」） (ノ) 相談支援事業（京都市南部障害者地域生活支援センター「ふかくさ」） (ハ) 小規模多機能型居宅介護事業（醍醐の家「ほっこり」） (ヒ) 小規模多機能型居宅介護事業（稲荷の家「ほっこり」） (フ) 小規模多機能型居宅介護事業（小栗栖の家「ほっこり」） (ヘ) 地域子育て支援拠点事業（稲荷の家「ほっこり」, 墨染つどいの広場「ほっこり」） (ホ) 保育所うづら保育園の設置経営 (マ) 一時預かり事業（うづら保育園）の経営 (ミ) 障害児通所支援事業（京都市児童療育センター（児童発達支援に関する事業）の指定管理）
--	---

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金	2,385	小規模福祉施設のスプリンクラー設備等の整備事業の実施補助	京都府社会福祉施設等整備臨時特例基金の交付対象となる設備の整備事業	1平方メートル当たり9千円等	保健福祉局長 寿社会部長 寿福祉課
(イ) 京都市放課後等デイサービス等設置促進補助金	1,238	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置促進	児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業	予算の範囲内で経費に事業所指定日当初の利用者における京都市民の割合を掛け合わせた申請額を上限として支給	保健福祉局障害保健福祉推進室
合計	3,623				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金

a 事業の状況

小規模多機能型居宅介護事業所である小栗栖の家「ほっこり」のスプリンクラー設備の設置を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	2,385	工事費	15,540
団体負担分	13,155		
合 計	15,540	合 計	15,540

(イ) 京都市放課後等デイサービス等設置促進補助金

a 事業の状況

送迎車両を1台購入した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	1,238	車両購入費	2,372
団体負担分	1,134		
合 計	2,372	合 計	2,372

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人京都老人福祉協会（以下「老人福祉協会」という。）は、平成25年度において、京都市春日丘老人デイサービスセンター、京都市春日丘老人短期入所施設、京都市春日丘老人介護支援センター、京都市東高瀬川老人デイサービスセンター、京都市東高瀬川老人短期入所施設、京都市東高瀬川地域包括支援センター及び京都市児童療育センター「なないろ」の指定管理者となっている。

このうち、平成23年4月1日から平成29年3月31日までの6年間、指定管理者となっている京都市春日丘老人デイサービスセンター、京都市春日丘老人短期入所施設及び京都市春日丘老人介護支援センターを監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
(ア) 京都市春日丘老人デイサービスセンター	京都市伏見区醍醐辰巳町12番地の1	施設の管理運営	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課
(イ) 京都市春日丘老人短期入所施設	同上	同上	
(ウ) 京都市春日丘老人介護支援センター	同上	同上	

イ 管理の状況

(ア) 京都市春日丘老人デイサービスセンター

a 事業の状況

入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能回復訓練を行った。

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定 員	30	30	30	30	30
1日平均利用者数	24.2	26.2	24.6	22.8	22.1
延べ利用者数	7,631	8,155	7,701	7,024	6,857

同じ地域に通所介護事業所が相次いで開所したため、利用者数は、減少傾向にある。

c 収支の状況

実績報告に基づく平成25年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
介護保険収入	59,283	人件費	57,933
利用料収入	9,964	事業費	11,043
その他	26	委託費	721
		小額修繕費	149
		その他	3,470
合 計	69,274	合 計	73,319

収支差額 △4,045 千円

介護保険収入と利用料収入を合わせた利用料金収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用料金収入	75,530	78,044	75,615	72,401	69,248

平成25年度の利用料金収入については、前年度に比べ315万円(4.4%)の減少となった。

(イ) 京都市春日丘老人短期入所施設

a 事業の状況

宿泊を伴う、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能回復訓練を行った。

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定 員	30	30	30	30	30
1日平均利用者数	27.3	26.1	28.0	29.5	29.6
延べ利用者数	9,987	9,729	10,237	10,761	10,833

平成25年度の1日平均利用者数は、前年度に比べ0.1人(0.3%)の増加と

なった。

c 収支の状況

実績報告に基づく平成25年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
介護保険収入	97,532	人件費	89,308
利用料収入	17,320	事業費	26,592
その他	11,820	委託費	6,038
		小額修繕費	1,289
		その他	6,157
合 計	126,674	合 計	129,386

収支差額 △2,712 千円

介護保険収入と利用料収入を合わせた利用料金収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用料金収入	110,935	107,471	97,654	108,527	114,853

平成25年度の利用料金収入については、前年度に比べ632万円(5.8%)の増加となった。

(ウ) 京都市春日丘老人介護支援センター

a 事業の状況

利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、居宅介護支援サービスの提供を行った。

b 利用の状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数 (人)	1,103	1,027	1,244	1,247	1,250
給付管理件数 (月平均) (件)	91.9	85.6	103.7	103.9	104.2

近年の延べ利用者数及び給付管理件数（月平均）は、ほぼ横ばいである。

c 収支の状況

実績報告に基づく平成 25 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
介護保険収入	18,063	人件費	18,520
寄付金収入	100	事業費	21
その他	749	その他	1,906
合 計	18,912	合 計	20,448

収支差額 △1,536 千円

介護保険収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
介護保険収入	18,150	19,524	19,790	18,606	18,063

平成 25 年度の介護保険収入については、前年度に比べ 54 万円 (2.9%) の減少となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 消せる筆記用具の使用

証書類を作成するときは、改ざんなどの不正な処理を防ぐため、消せる筆記用具を使用してはならないが、複写式の領収書の記入において、消せる筆記用具を使用していた。

証書類は、いわゆる「消せるボールペン」等の消せる筆記用具を使用せず、適正に作成するよう、老人福祉協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与物品の管理

物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき本市から貸与した物品につい

て、備品整理票を貼付していない、又は備品整理票が剥がれて、備品の特定が困難なものがあった。また、備品台帳と備品の整理票番号が一致していないものが多数あった。

定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な備品管理に向けて、具体的に取り組まれない。

(4) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	委託金額	委託事業の所管課等
(ア) 配食サービス（事務管理費）	166	保健福祉局長寿社会 部長寿福祉課
(イ) 配食サービス（配達車両維持費）	1,886	
(ウ) 配食サービス（安否確認費）	10,892	
(エ) 地域包括支援センターの運営	63,900	
(オ) 短期入所生活介護緊急利用者援護事業	25,611	
(カ) 障害者地域生活支援センター運営	27,761	保健福祉局障害保健 福祉推進室

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

10 市民すこやかフェア実行委員会

(1) 団体の概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	会長 森 洋一	設立年月日	平成 7 年 6 月 28 日
事務所所在地	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地 1 井門明治安田生命ビル 2 階		
目 的 (団体の会則に 基づく。)	「ねんりんピック' 93 京都」の開催によって培われた高齢者の社会参加に対する機運と成果を継続発展させるとともに、「健康都市・京都」の実現に向け、高齢者をはじめとする全ての市民が、世代を越えて文化とスポーツに親しみ、生きがいのある豊かなくらしづくりを目指して、積極的な健康づくりの促進と、世代間、地域間の協調と交流を図り、健やかでふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進するための事業を実施する。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
市民すこやかフェア実行委員会補助金	4,000	世代を越えた市民の交流を通じた活力ある長寿社会の推進	市民すこやかフェア実行委員会の運営及び事業（フェア）の実施	実行委員会の運営及び事業の実施に要した費用を限度とし、市長が定める額	保健福祉局長 寿社会部長寿福祉課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

「第 22 回市民すこやかフェア 2013」を開催、運営した。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	4,000	事業費	7,000
負担金	2,730	事務費	204
出資協力金	512		
その他	10		
合 計	7,253	合 計	7,204

収支差額 49 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 支出の決定

市民すこやかフェア実行委員会会計規則（以下「すこやかフェア会計規則」という。）によると、支出は、すべて事前に支出決定行為を行わなければならないとされているが、事前に支出決定行為を行わずに契約し、契約の目的物の給付を受けていたものや、会計年度を越えて支出決定を行っていたものがあった。

すこやかフェア会計規則に従い、適正な支出決定事務を行うよう、市民すこやかフェア実行委員会に対して指導し、改められたい。

11 地方独立行政法人京都市立病院機構

(1) 団体の概要(平成 26 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 内藤和世	設立年月日	平成 23 年 4 月 1 日
事務所所在地	京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の保持に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

地方独立行政法人京都市立病院機構(以下「市立病院機構」という。)の資本金は 36 億 3,770 万円であり、全額を本市が出資している。

本市の所管は、保健福祉局保健衛生推進室医務審査課(現 医務衛生課)である。

イ 事業の状況

- (ア) 医療の提供
- (イ) 医療に関する地域支援
- (ウ) 医療に関する調査及び研究
- (エ) 医療に関する研修
- (オ) 災害等の発生時における医療救護
- (カ) 病院及び介護老人保健施設により行われる介護サービス等の提供
- (キ) (ア)から(カ)に掲げる業務に附帯する業務

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
I 固定資産			
1 有形固定資産			
土地	4,733,200	4,733,200	—
建物	14,714,691	13,235,519	1,479,171
建物減価償却累計額	△ 1,376,656	△ 730,615	△ 646,040
建物減損損失累計額	△ 805,174	△ 88,144	△ 717,029
構築物	55,699	55,699	—
構築物減価償却累計額	△ 21,744	△ 17,908	△ 3,836
構築物減損損失累計額	△ 1,910	—	△ 1,910
器械備品	4,726,145	4,111,204	614,940
器械備品減価償却累計額	△ 1,615,762	△ 969,225	△ 646,537
車両	23,897	20,405	3,492
車両減価償却累計額	△ 9,749	△ 5,308	△ 4,441
建設仮勘定	65,630	122,813	△ 57,182
有形固定資産合計	20,488,266	20,467,640	20,626
2 無形固定資産			
ソフトウェア	18,444	27,624	△ 9,179
ソフトウェア仮勘定	18,375	—	18,375
無形固定資産合計	36,819	27,624	9,195
3 投資その他の資産			
長期前払費用	571,758	496,086	75,672
投資その他の資産合計	571,758	496,086	75,672
固定資産合計	21,096,845	20,991,351	105,494
II 流動資産			
現金及び預金	3,400,164	7,778,480	△ 4,378,315
営業未収金	2,260,743	3,118,253	△ 857,509
貸倒引当金	△ 10,463	△ 11,265	802
未収金	1,074,821	1,471,774	△ 396,953
医薬品	146,063	68,668	77,395
貯蔵品	61,566	57,036	4,530
前払費用	5,196	966	4,230
立替金	—	443	△ 443
流動資産合計	6,938,093	12,484,356	△ 5,546,263
資産合計	28,034,938	33,475,708	△ 5,440,769

科 目	当年度	前年度	増 減
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金	2,125	2,821	△ 695
資産見返補助金等	1,318,948	1,406,560	△ 87,612
資産見返寄附金	971	1,334	△ 362
資産見返物品受贈額	9,581	10,465	△ 883
長期借入金	10,239,377	9,051,488	1,187,889
移行前地方債償還債務	3,504,348	4,154,332	△ 649,984
引当金			
退職給付引当金	3,960,682	4,013,518	△ 52,835
リース債務	4,842	—	4,842
資産除去債務	—	17,651	△ 17,651
固定負債合計	19,040,879	18,658,173	382,706
II 流動負債			
一年以内返済予定長期借入金	1,041,110	116,511	924,599
一年以内返済予定移行前地方債償還債務	649,984	782,441	△ 132,457
営業未払金	—	1,503,887	△ 1,503,887
未払金	3,396,593	7,045,885	△ 3,649,291
一年以内支払リース債務	11,622	8,857	2,765
未払費用	1,216	1,415	△ 199
未払消費税等	7,440	—	7,440
預り金	83,595	77,898	5,697
前受金	1,960	2,112	△ 152
資産除去債務	22,792	—	22,792
引当金			
賞与引当金	459,605	433,857	25,747
その他引当金	—	300,000	△ 300,000
流動負債合計	5,675,921	10,272,867	△ 4,596,946
負債合計	24,716,801	28,931,041	△ 4,214,240
純資産の部			
I 資本金			
設立団体出資金	3,637,704	3,637,704	—
資本金合計	3,637,704	3,637,704	—
II 利益剰余金又は繰越欠損金			
病院施設整備及び医療機器購入等積立金	906,962	506,912	400,050
当期末処分利益（△未処理損失）	△ 1,226,529	400,050	△ 1,626,579
（うち当期総利益（△総損失））	（△1,226,529）	（400,050）	（△1,626,579）
利益剰余金（△繰越欠損金）合計	△ 319,566	906,962	△ 1,226,529
純資産合計	3,318,137	4,544,666	△ 1,226,529
負債純資産合計	28,034,938	33,475,708	△ 5,440,769

(イ) 損益計算書

損益計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
営業収益			
医業収益	13,939,092	12,565,193	1,373,898
介護保険事業収益	205,358	205,541	△ 183
運営費負担金収益	1,700,848	1,194,805	506,042
運営費交付金収益	38,600	—	38,600
補助金等収益	72,340	89,521	△ 17,181
資産見返補助金等戻入	89,201	43,262	45,938
資産見返運営費交付金戻入	695	695	—
資産見返寄付金戻入	362	—	362
資産見返物品受贈額戻入	883	4,447	△ 3,563
その他営業収益	6,177	537	5,640
営業収益合計	16,053,561	14,104,006	1,949,555
営業費用			
医業費用	15,668,740	13,899,296	1,769,444
給与費	7,751,301	7,389,992	361,309
材料費	3,338,076	2,833,142	504,933
経費	3,157,103	2,644,424	512,678
研究研修費	58,553	52,323	6,230
雑支出	—	593	△ 593
減価償却費	1,363,706	978,820	384,886
介護費用	216,122	202,777	13,345
給与費	148,573	140,207	8,366
材料費	5,398	5,607	△ 209
経費	46,194	37,896	8,298
研究研修費	117	49	68
雑支出	—	16	△ 16
減価償却費	15,838	18,999	△ 3,160
一般管理費	282,531	352,374	△ 69,843
給与費	182,273	257,757	△ 75,484
経費	95,391	88,989	6,401
減価償却費	4,867	5,627	△ 760
営業費用合計	16,167,395	14,454,448	1,712,946
営業利益 (△損失)	△ 113,833	△ 350,442	236,608

(ウ) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
材料の購入による支出	△ 3,321,269	△ 2,993,146	△ 328,123
人件費支出	△ 8,169,706	△ 7,845,467	△ 324,239
その他の業務支出	△ 3,833,615	△ 2,918,127	△ 915,487
医業収入	13,659,369	12,548,147	1,111,222
介護収入	202,366	209,971	△ 7,605
運営費負担金収入	2,507,630	1,249,173	1,258,456
運営費交付金収入	38,600	38,598	1
補助金等収入	85,920	65,620	20,299
寄附金収入	—	200	△ 200
その他	126,896	102,412	24,484
小計	1,296,192	457,383	838,808
利息の受取額	—	698	△ 698
利息の支払額	△ 147,741	△ 123,034	△ 24,706
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,148,450	335,046	813,403
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 7,645,184	△ 2,890,446	△ 4,754,738
運営費交付金収入	—	3,865	△ 3,865
補助金等収入	804,348	—	804,348
その他	—	308,215	△ 308,215
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,840,835	△ 2,578,366	△ 4,262,469
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入による収入	2,229,000	6,728,000	△ 4,499,000
長期借入金の返済による支出	△ 116,511	—	△ 116,511
移行前地方債償還債務の償還による支出	△ 782,441	△ 878,683	96,241
リース債務の返済による支出	△ 15,976	△ 18,250	2,273
運営費負担金収入	—	682,157	△ 682,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,314,070	6,513,223	△ 5,199,152
IV 資金増減額 (△は減少)	△ 4,378,315	4,269,903	△ 8,648,218
V 資金期首残高	7,778,480	3,508,576	4,269,903
VI 資金期末残高	3,400,164	7,778,480	△ 4,378,315

(エ) 損失の処理に関する書類

損失の処理に関する書類

平成26年6月30日

(単位：千円)

科 目	金 額
I 当期未処理損失	1,226,529
当期総損失	1,226,529
II 損失処理額	
病院施設の整備及び医療機器等の購入 に充てる積立金取崩額	906,962
III 次期繰越欠損金	319,566

(オ) 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用	17,514,984	15,304,813	2,210,170
医業費用	15,668,740	13,899,296	1,769,444
介護費用	216,122	202,777	13,345
一般管理費	282,531	352,374	△ 69,843
営業外費用	493,765	402,078	91,687
臨時損失	853,823	448,286	405,536
(2) (控除) 自己収入等	△ 14,295,155	△ 13,726,696	△ 568,459
医業収益	△ 13,939,092	△ 12,565,193	△ 1,373,898
介護保険事業収益	△ 205,358	△ 205,541	183
資産見返寄附金戻入	△ 362	△ 755	393
その他営業収益	△ 6,177	—	△ 6,177
営業外収益	△ 144,164	—	△ 144,164
駐車場使用料等	—	△ 152,937	152,937
臨時収益	—	△ 802,267	802,267
業務費用合計	3,219,828	1,578,117	1,641,711
(うち減価償却充当補助金相当額)	(—)	(—)	(—)
II 引当外退職給付増加見積額	21,052	△ 118,960	140,013
III 機会費用	23,646	21,034	2,611
地方公共団体財産の無償貸借取引の機会費用	328	408	△ 80
地方公共団体出資等の機会費用	23,317	20,625	2,691
IV 行政サービス実施コスト	3,264,527	1,480,191	1,784,336

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 規程等の整備

市立病院機構における現状の財務及び会計に係る事務処理と当該事務処理に係る規程等の整備状況を確認したところ、タクシーチケットの使用基準、使用内容の確認方法等の取扱い、契約の履行確認の方法など、京都市の例によるところにより事務処理を行っているが、市立病院機構としての規程等が策定されていない状況が見受けられた。

京都市の組織から地方独立行政法人化した趣旨を踏まえて、現状の財務及び会計に係る事務処理と規程等の整備状況を点検のうえ、必要な規程等の整備、事務処理方法の整理等を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。

(b) 小口現金の取扱い

小口現金については地方独立行政法人京都市立病院機構会計規程(以下「市立病院機構会計規程」という。)等に従い取り扱うこととされているが、市立病院機構会計規程において小口現金の対象としていない過収納の返還を小口現金から行っていた。

小口現金は厳格に取り扱うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。

(c) 立替払の取扱い

立替払については地方独立行政法人京都市立病院機構立替払事務取扱要綱において安易にこれを行うことのないようにしなければならないとされているが、正規の支払手続が可能な場合においても立替払を行っていたものがあった。

立替払については厳格な取扱いを行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。

(d) 契約事務

随意契約に係る事務については地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程（以下「市立病院機構契約事務規程」という。）等に従い行うこととされているが、次のような事例があった。

- ・ 少額による随意契約のうち、予定価格が10万円を超えるものについて、契約に係る決定書に2者以上の者から見積書を徴したことを確認するための契約の相手方以外の見積書を添付していないものがあり、また2者以上の者から見積書を徴していないものがあった。
- ・ 契約に係る決定書に随意契約を行う理由及び相手方を選定した理由を明記していないものがあった。
- ・ 京都市立京北病院（以下「市立京北病院」という。）における物品の調達において、調達物品の納品後に契約決定を行っていたものがあり、また、契約に係る決定書に見積書を添付していないものがあった。

市立病院機構契約事務規程等に従い適正な事務を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。

(e) 固定資産の管理

固定資産については市立病院機構会計規程における固定資産の取扱事務に関する施行細則に従い、固定資産台帳に当該資産の取得等の状況を記録することにより管理を行うこととされているが、市立京北病院における固定資産について、処分を行ったが固定資産台帳からの除却を行っていないものがあった。

固定資産台帳については適切な記録を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。

(f) 郵便切手等の管理

郵便切手などの金券等の管理については地方独立行政法人京都市立病院機構金券等管理事務取扱要綱に従い行うこととされているが、金券等として管理すべき郵便切手等について、受払いを管理する帳簿に記録していないものがあった。

郵便切手等の金券等については適切な管理を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。

(g) 債権の管理

市立病院機構における入院、外来診療等の個人負担金債権で納期限を経過しているもの（以下「未収金」という。）の管理については未収金の管理に関する要綱に従い事務処理を行うこととされているが、市立京北病院における未収金について、同要綱に基づく未収金台帳の整備及び業務受託者が行う事務内容の確認を適切に行っていなかった。

未収金の管理に関する要綱に従い適切な事務処理等を行うよう、市立病院機構に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした交付金及び負担金

(単位：千円)

交付金等名	交付金等額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(7) 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金	38,600	市立病院機構が実施する業務の財源に充てるため	市立病院機構の運営費に要する経費	予算の範囲内で対象事業に要する経費	保健福祉局 保健衛生推進室医務審査課（現 医務衛生課）
(4) 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費負担金	1,791,578	市立病院機構が実施する業務の財源に充てるため	感染症医療、救急医療、保健衛生行政事務、高度医療等に要する経費	総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた額	
合計	1,830,178				

イ 交付金及び負担金に係る事業及び収支の状況

(7) 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金

a 事業の状況

医師等の研究研修、京北病院通院患者等の送迎等を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市交付金	38,600	事業費	67,566
団体負担分	28,966		
合計	67,566	合計	67,566

(イ) 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費負担金

感染症医療，救急医療，保健衛生行政事務，高度医療等に要する経費として17億9,157万円の負担金の交付を受けた。

(単位：千円)

収 入	
感染症医療に要する経費	246,649
救急医療の確保に要する経費	301,639
保健衛生行政事務に要する経費	53,813
高度医療に要する経費	440,423
特殊医療に要する経費	23,534
へき地医療の確保に要する経費	4,685
不採算地区病院の運営に要する経費	86,467
医師確保対策に要する経費	561
病院の建設改良に要する経費	633,804
合 計	1,791,578

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

12 京都御池地下街株式会社

(1) 団体の概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	代表取締役社長 辻田 光	設立年月日	昭和 43 年 7 月 19 日
事務所所在地	京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町 492-1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	次の事業を営むことを目的とする。 ア 公共地下道, 公共地下駐車場, 店舗等の建設, 管理, 運営 イ 不動産の賃貸等 ウ 損害保険代理業 エ 酒類の販売 オ 前各号に関する一切の業務		

ア 出資の状況

京都御池地下街株式会社（以下「御池地下街」という。）の資本金は 34 億 9,500 万円であり, 20 億 4,000 万円 (58.4%) を本市が出資している。

本市の所管は, 都市計画局都市企画部都市総務課である。

イ 事業の状況

- (ア) 御池地下駐車場の経営
- (イ) 御池地下街の経営
- (ウ) 御池公共地下道及び京都市御池駐車場の管理業務の受託
- (エ) コンビニエンスストアの経営

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金及び預金	606,191	404,426	201,765
営業未収金	76,376	75,176	1,200
商品	3,231	3,163	68
前払費用	872	733	138
預け金	27,486	31,948	△ 4,462
未収金	1,571	8,695	△ 7,124
立替金	3,000	—	3,000
流動資産合計	718,730	524,144	194,585
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
店舗施設	4,084,911	4,206,853	△ 121,942
駐車場施設	5,344,769	5,505,918	△ 161,148
建物附属施設	591,552	692,939	△ 101,387
車両運搬具	0	0	—
器具備品	27,417	26,088	1,329
有形固定資産合計	10,048,651	10,431,800	△ 383,149
(2) 無形固定資産			
公共通路負担金	3,376,590	3,626,588	△ 249,997
電話加入権	936	936	—
無形固定資産合計	3,377,527	3,627,525	△ 249,997
(3) 投資その他の資産			
保証金・敷金	250	250	—
出資金	70	70	—
長期未収金	1,825	1,855	△ 30
貸倒引当金	△925	△925	—
その他固定資産合計	1,220	1,250	△ 30
固定資産合計	13,427,398	14,060,575	△ 633,177
資産合計	14,146,128	14,584,720	△ 438,591
II 負債の部			
1. 流動負債			
1年以内返済予定の長期借入金	598,165	624,630	△ 26,465
1年以内返済予定の預り保証金	121,320	121,320	—
未払金	39,388	34,351	5,037
未払費用	3,948	4,310	△ 361
未払消費税等	20,531	—	20,531
未払法人税等	9,486	5,014	4,472
前受金	7,047	6,063	983
預り金	123,242	108,346	14,896
賞与引当金	3,680	3,670	10
その他	—	109	△ 109
流動負債合計	926,810	907,815	18,995
2. 固定負債			
長期借入金	10,353,424	10,732,979	△ 379,555
預り保証金	242,640	363,961	△ 121,320
預り敷金	153,555	152,792	763
退職給付引当金	1,432	1,349	83
役員退職引当金	6,125	7,550	△ 1,425
固定負債合計	10,757,177	11,258,632	△ 501,455
負債合計	11,683,988	12,166,447	△ 482,458
III 純資産の部			
1. 株主資本			
(1) 資本金	3,495,000	3,495,000	—
(2) 利益剰余金			
その他利益剰余金	△1,032,859	△1,076,727	43,867
利益剰余金合計	△1,032,859	△1,076,727	43,867
株主資本合計	2,462,140	2,418,272	43,867
純資産合計	2,462,140	2,418,272	43,867
負債及び純資産合計	14,146,128	14,584,720	△ 438,591

(イ) 損益計算書

損益計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
売上高	1,118,082	1,090,884	27,197
売上原価	108,084	107,475	609
売上総利益	1,009,997	983,408	26,588
販売費及び一般管理費	1,308,634	1,375,684	△ 67,049
営業損失	298,637	392,275	△ 93,638
営業外収益	383,465	446,937	△ 63,472
営業外費用	35,687	43,119	△ 7,432
経常利益	49,140	11,541	37,598
特別利益	-	16,684	△ 16,684
税引前当期純利益	49,140	5,143	43,997
法人税、住民税及び事業税	5,273	950	4,323
当期純利益	43,867	6,093	37,774

(ウ) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	3,495,000	△ 1,076,727	2,418,272	2,418,272
当期変動額	-	-	-	-
当期純利益	-	43,867	43,867	43,867
当期変動額合計	-	43,867	43,867	43,867
当期末残高	3,495,000	△ 1,032,859	2,462,140	2,462,140

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 固定資産の管理

京都市御池地下街株式会社経理規程（以下「御池地下街経理規程」という。）によると、有形固定資産については、固定資産台帳に所在を記載し、図面等を備え付けて管理するものとされているが、次のような事例があった。

- ・ 固定資産台帳に所在を記載していなかった。
- ・ 有形固定資産の図面等を備え付けていなかった。

御池地下街経理規程に沿って適切に固定資産を管理するよう、御池地下街に対して指導し、改められたい。

(b) 規程の整備

御池地下街経理規程を始めとする各規程について、実務の現状や規程相互間の内容に照らして整合が取れていないものが見られた。

規程は適正な事務処理を行ううえでの基本となるものであることから、実務の現状に照らし必要な規程整備を行うよう、御池地下街に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託業務の履行

御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託において、業務の履行状況を見たところ、誤った内容の精算書に基づき精算を行っていた。

委託業務の履行の確認に当たっては、契約内容と報告内容を十分確認するよう改められたい。

(イ) 意見

a 団体関係

(a) 経費の負担区分

御池地下街はテナント事業などの自主事業のほか、本市からの委託業務や

指定管理業務を受託しているが、これらの事業に共通する経費について各事業ごとの案分の考え方が明確なものとなっていなかった。

共通経費については各事業ごとの経費の負担区分を明確にさせたい。各事業の収支の状況が適正なものとなるよう、御池地下街に対して指導し、改善の取組を進められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
御池地下駐車場建設事業補助金	372,005	都心部における駐車場不足の解消と交通混雑の緩和	御池地下駐車場の建設費	御池地下駐車場の建設に係る金融機関からの借入金のうち交付年度の元利償還金	都市計画局都市企画部都市総務課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

御池地下街が設置する御池地下駐車場の建設に係る金融機関からの借入金のうち交付年度の元利償還金を返済した。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	372,005	元金	362,920
		利子	9,085
合 計	372,005	合 計	372,005

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、実績報告書を受領するだけで、交付額の決定及び御池地下街への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

御池地下街は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市御池駐車場の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市御池駐車場	京都市中京区御池通高倉西入高宮町	施設の管理運営	建設局自転車政策推進室

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 施設の供用に係る業務
- b 施設の維持管理に係る業務
- c 京都市道路附属物自動車駐車場条例に規定する「駐車制限」に係る業務
- d その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一時利用台数	286, 445	286, 396	285, 254
定期利用台数	48, 887	49, 112	50, 710
合 計	335, 332	335, 508	335, 964

平成 25 年度の一時利用台数は 285, 254 台で前年度と比べ 1, 142 台 (0.4%) の減少となったが、定期利用台数については 50, 710 台で前年度と比べ 1, 598 台

(3.3%)の増加となり、全体の利用台数については335,964台で前年度と比べ456台(0.1%)の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成25年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
使用料	301,078	人件費	33,898
		事業費	63,128
		委託費	50,671
		小額修繕費	10,623
合 計	301,078	合 計	158,321

収支差額 142,756千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書については、業務に係る収入及び支出の内訳等を記載して提出することとされているが、支出額が実際の決算額と異なっているなど、記載内容に誤りがあるものを提出していた。

事業報告書については、正確な内容を記載するよう、御池地下街に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書については、業務に係る収入及び支出の内訳等を記載して提出することとされているが、当年度の収支を適正に表した内容となっていないなど、記載内容に誤りがあるものを受領していた。

事業報告書については、記載内容の精査を行ったうえで受領するようにさ

りたい。

(b) 公金収納に係る事務

一部の駐車場料金において、本市が設置する京都市御池駐車場と御池地下街が設置する御池地下駐車場との案分の考え方が明確になっていないものがあった。

京都市御池駐車場と御池地下駐車場は一体として管理されているため、駐車場料金の案分方法について合理的な考え方に基づき明確に定めたいうえで、指定管理に係る収納事務を委託するよう改められたい。

13 京都市住宅供給公社

(1) 団体の概要（平成 26 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 西村誠一郎	設立年月日	昭和 40 年 12 月 20 日
事務所所在地	京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 561 番地の 10		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団生活及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

京都市住宅供給公社（以下「住宅供給公社」という。）の基本財産は 1,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、都市計画局都市企画部都市総務課である。

イ 事業の状況

(ア) 住宅の積立分譲

(イ) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡

(ロ) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡

(エ) 市街地において住宅の建設と一体として行う商店、事務所等の用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡

(オ) 住宅の用に供する宅地の造成と併せて行う学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡

(カ) 賃貸又は譲渡する住宅及び宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡

(キ) (ア) から (カ) の付帯業務

(ク) 水面埋立事業の施行

(ケ) 委託による住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地において自ら又は委託により住宅の建設と一体として行う商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,991,471	2,777,145	1,214,325
次期満期長期定期預金	110,000	110,000	—
預託金	4,217	5,387	△ 1,169
有価証券	300,000	300,000	—
未収金	229,666	236,847	△ 7,180
前払金	11,831	11,086	745
その他の流動資産	296,017	323,535	△ 27,517
貸倒引当金	△ 205,586	△ 205,586	—
流動資産合計	4,737,618	3,558,415	1,179,202
2. 固定資産			
賃貸事業資産	12,470,797	12,655,363	△ 184,565
事業用土地資産	—	686,787	△ 686,787
その他事業資産	669,759	503,134	166,625
有形固定資産	1,075,064	1,083,519	△ 8,454
無形固定資産	25,801	52,168	△ 26,366
その他の固定資産	1,496,857	2,631,834	△ 1,134,977
貸倒引当金	△ 10,395	△ 10,395	—
固定資産合計	15,727,885	17,602,412	△ 1,874,526
資産合計	20,465,503	21,160,827	△ 695,324
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	2,335,800	2,773,200	△ 437,400
次期返済長期借入金	111,907	111,290	617
未払金	2,177,646	1,259,635	918,011
前受金	51,612	46,461	5,151
預り金	470,978	485,040	△ 14,061
その他の流動負債	285,295	240,364	44,930
流動負債合計	5,433,241	4,915,991	517,249
2. 固定負債			
長期借入金	6,217,104	6,329,011	△ 111,907
預り保証金	2,234,341	2,313,601	△ 79,259
引当金	1,451,335	1,509,912	△ 58,576
その他固定負債	383,592	438,691	△ 55,098
固定負債合計	10,286,373	10,591,217	△ 304,843
負債合計	15,719,615	15,507,208	212,406
III 資本の部			
1. 資本金			
資本金	10,000	10,000	—
資本金合計	10,000	10,000	—
2. 剰余金			
資本剰余金	2,679,319	2,679,319	—
利益剰余金	1,030,218	1,937,949	△ 907,730
特定目的積立金	1,026,350	1,026,350	—
剰余金合計	4,735,888	5,643,619	△ 907,730
資本合計	4,745,888	5,653,619	△ 907,730
負債及び資本合計	20,465,503	21,160,827	△ 695,324

(イ) 損益計算書

損益計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業利益 (損失)			
事業収益	9,505,171	8,377,234	1,127,936
事業原価	8,995,243	7,837,562	1,157,680
一般管理費	193,964	204,411	△ 10,446
事業利益 (損失) 合計	315,963	335,260	△ 19,297
II 経常利益 (損失)			
その他経常収益	49,349	38,095	11,253
その他経常費用	49,190	30,459	18,730
経常利益 (損失) 合計	316,122	342,896	△ 26,774
III 特別利益	55,805	15,643	40,161
IV 特別損失	1,279,658	897,462	382,195
V 当期純利益 (損失)	△ 907,730	△ 538,921	△ 368,808

(ウ) 剰余金計算書

剰余金計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

	金額
I 剰余金期首残高	
資本剰余金	2,679,319
利益剰余金	1,937,949
特定目的積立金	1,026,350
剰余金期首残高合計	5,643,619
II 剰余金増加高	
資本剰余金	—
利益剰余金	48,042
特定目的積立金	—
剰余金増加高合計	48,042
III 剰余金減少高	
資本剰余金	—
利益剰余金	955,772
特定目的積立金	—
剰余金減少高合計	955,772
III 剰余金期末残高	
資本剰余金	2,679,319
利益剰余金	1,030,218
特定目的積立金	1,026,350
剰余金期末残高合計	4,735,888

(エ) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：千円)

	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
貸付管理事業活動による収支	180,140	308,826	△128,685
その他事業活動による収支	1,603,229	256,530	1,346,699
一般管理費の収支	△425,272	△378,815	△46,457
その他の収支	41,047	38,174	2,872
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,399,144	224,716	1,174,428
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
事業資産形成活動による収支	5,652	△33,932	39,585
有価証券の取得・償還による収支	111,169	216,153	△104,983
その他の投資活動による収支	347,047	138,088	208,959
投資活動によるキャッシュ・フロー	463,870	320,308	143,561
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
事業活動に係る資金の返済による支出	△44,290	△43,691	△598
投資活動に係る資金の借入による収入	—	—	—
その他の財務活動に係る資金の調達及び返済による収支	△494,400	△533,400	39,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△538,690	△577,091	38,401
IV 当期中の資金収支合計	1,324,325	△32,066	1,356,391
V 前期繰越金	2,777,145	2,809,212	△32,066
VI 次期繰越金	4,101,471	2,777,145	1,324,325

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 負担金の交付

住宅供給公社は、地元商店会の販売促進事業等に対して負担金を交付しているが、次のような事例があった。

- ・ 商店会から事業完了後の実績報告を受けていなかった。
- ・ 負担金の交付対象事業が市の補助対象事業でもあり、市の補助金交付額決定後に負担金額を決定し交付することとしていたが、事業完了後の実績報告や負担金給付請求書等を受領しておらず、年度終了後長期にわたり負担金を交付しないままとなっていた。

負担金の交付に当たっては、事業完了後、速やかに事業完了届等の必要な書類を受領し、適正な事務処理を行うよう、住宅供給公社に対して指導し、

改められたい。

(b) タクシーチケットの使用及び管理

業務上必要なタクシーチケットの取扱いは、京都市住宅供給公社タクシーチケット取扱要領に従い行うこととされているが、次のような事例があった。

- ・ タクシーチケットの受払いについて、タクシーチケット簿冊受払簿及びタクシーチケット交付整理簿に適切に記帳していなかった。
- ・ タクシーチケット使用報告書に記入された使用理由ではタクシーの使用が認められることが不明確であった。
- ・ 残チケットに乗車時刻や金額を記入していなかった。
- ・ タクシーチケットの交付を受けた職員と異なる職員が使用していた。
- ・ タクシーチケットの使用状況の報告及び確認が速やかに行われていなかった。

京都市住宅供給公社タクシーチケット取扱要領に従い、適切にタクシーチケットの使用及び管理を行うよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。

(c) 郵便切手の管理

京都市住宅供給公社経理規程によると、課ごとに消耗品台帳を備え、消耗品等の増減及び現在高を記録しなければならないとされているが、郵便切手の払出しに当たり、課長や担当職員による確認が行われていないものがあった。また、毎月末の締めがなく、現在高と現物保有枚数の照合及び確認が行われていないものがあった。

京都市住宅供給公社経理規程に基づき適切な管理を行うよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。

(d) 乗車券の管理

業務上必要な共通乗車券、1日乗車券、回数券等の乗車券の管理については、京都市住宅供給公社乗車券取扱要領に従い行うこととされているが、乗車券の受払いについて、乗車券受払簿に適切に記帳していないものがあった。

京都市住宅供給公社乗車券取扱要領に基づき適正な事務処理を行うよう、住宅供給公社に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託業務の履行

市営住宅の管理に関する協定書によると、市営住宅等の維持管理や市営住宅の駐車場の管理に関する計画書を市の指定する日までに提出し承認を得なければならないとされており、また、四半期ごとに維持管理業務に係る実施報告書を作成し、各期間の終了後 30 日以内に報告しなければならないとされているが、いずれも提出期限内に受領していなかった。

計画書や実施報告書の受領は、適正に行うように改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 向島学生センター運営経費補助	27,000	外国人留学生向け居住施設に係る賃料の一部を補助するもの	向島学生センターの運営	一般学生と外国人留学生の入居者負担賃料の差額の範囲内において、予算で定められた額	都市計画局 都市企画部 都市総務課
(イ) 京都市地域優良賃貸住宅補助金（家賃減額補助）	517,242	地域優良賃貸住宅の供給促進	地域優良賃貸住宅の家賃減額	国土交通省が定める要領等に基づき算定した額	都市計画局 住宅室住宅政策課
(ロ) 京都市地域優良賃貸住宅補助金（利子補給）	7,704	地域優良賃貸住宅の供給促進	住宅金融支援機構からの地域優良賃貸住宅の建設資金の借入	住宅金融支援機構貸付金の元金債務残高の1%から2%	
(ハ) 京都市特定優良賃貸住宅フラット関連補助	391,502	本市への定住促進及び活力あるまちづくりの促進	特定優良賃貸住宅の家賃減額	本市が定める補助額から地域優良賃貸住宅補助金（家賃減額補助）を除いた額	
(ニ) 京都市シニア住宅建設事業に関する補助金（利子補給）	9,371	高齢者の居住の安定を図る住宅の供給促進	住宅金融支援機構からのシニア住宅の建設資金の借入	住宅金融支援機構貸付金の元金債務残高の1%	
合計	952,819				

イ 補助金等に係る事業及び収支の状況

(ア) 向島学生センター運営補助金

a 事業の状況

向島学生センターの管理を行い、入居留学生の家賃の減額に対する補助金2,700万円の交付を受けた。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	27,000	家賃減額補助	27,000

(イ) 京都市地域優良賃貸住宅補助金（家賃減額補助）

a 事業の状況

地域域優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅）の供給及び管理を行い、収入に応じた入居世帯への家賃の減額に対する補助金 5 億 1,724 万円の交付を受けた。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	517,242	家賃減額補助	517,242

(ウ) 京都市地域優良賃貸住宅補助金（利子補給）

a 事業の状況

地域優良賃貸住宅の建設費として、住宅金融支援機構から借り入れた元金債務残高に対する利子補給金 770 万円の交付を受けた。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	7,704	利子補給金	7,704

(エ) 京都市特定優良賃貸住宅フラット関連補助

a 事業の状況

フラット型家賃を導入している特定優良賃貸住宅の供給及び管理を行い、収入に応じた入居世帯への家賃の減額に対する補助金 3 億 9,150 万円の交付を受けた。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	391,502	フラット型家賃減額補助	391,502

(オ) 京都市シニア住宅建設事業に関する補助金（利子補給）

a 事業の状況

シニア住宅「ジュネット京都・久我の杜」の建設費として、住宅金融支援機構から借り入れた元金債務残高に対する利子補給金 937 万円の交付を受けた。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	9,371	利子補給金	9,371

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

14 出資団体監査に係る意見

(1) 各種規程の整備促進

出資団体における経理規程等の各種規程は、設立目的に沿った事業運営や適正な事務処理の基本となる重要なものであることから、規程の不備や運用に係る問題点が見受けられた場合はこれまでも繰り返し指摘し、改善を促してきたところであるが、今回の監査においても、地方独立行政法人への移行後改めて独自に定める必要がある規程が整備されていないものや、規程の内容が実務の現状に照らして不整合を来しているものなど、多くの問題点が見受けられた。

各種規程を整備し適切に運用することは、適正な組織運営に不可欠なものであることから、出資団体を所管する各局等においては、所管する団体において同様の問題が生じていないか定期的に点検し適切な指導に努め、規程整備の促進を図られたい。

(監査事務局)